

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和4年5月23日（月） 開会 午後2時45分 閉会 午後3時45分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	中尾 充紀委員、黒田 清吾推進委員、稲垣 英男推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事、白野
議事録署名者	3 杉浦 和彦 委員 7 岩瀬 正則 委員

会議の記録

午後2時45分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は3 杉浦 和彦委員 7 岩瀬 正則委員

また、欠席者は12 中尾 充紀委員 13 黒田 清吾推進委員 18 稲垣 英雄推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第19号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第19号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号19から24の計6件です。

申請内容は、売買が6件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため6件です。譲渡人の理由は、相手方の要望によるため6件です。下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しております。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田12, 924㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第20号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日程第3 第21号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第20号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号6の1件で、転用目的は共同住宅の駐車場で、転用面

積が畑198㎡です。

続きまして、日程第3第21号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号43から50までの8件です。転用行為別に見ますと、駐車場が2件、住宅敷地の一部が2件、分家住宅が1件、粘土採掘場が3件です。

転用面積につきましては、田16,004.13㎡、畑1,015.32㎡です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く、粘土採掘場による一時転用以外に1,000㎡を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、5月13日に、横山淳子委員と岩井和男委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第22号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第22号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号6から8の3件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田9,602㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第23号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第23号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の「令和4年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和4年6月15日公告分」をご覧ください。

新規に設定する面積が、48,768.30㎡、期間満了による更新の面積が、1,058,367.00㎡、合計1,107,135.30㎡です。

農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、6月15日付けで公告させていただきます。

2ページ目から6ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、山村京子委員の同居の親族が所属する農事組合法人高棚営農組合に関する事項について審議いたしますので、山村京子委員は退席させていただきます。

それでは、山村京子委員に係る集積計画は、議案書の4ページ目の表の上から6人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声が有りますので、山村京子委員に係る集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案通り決定させていただきます。山村京子委員は入室してください。

続きまして、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する事項を審議いたしますので、神谷誠委員は退席していただきます。

それでは、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する集積計画は4ページ目の表の上から7人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声が有りますので、神谷誠委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷誠委員は入室してください。

続きまして、鶴田晃康委員に関する事項を審議いたしますので、鶴田晃康委員は退席していただきます。

それでは、鶴田晃康委員に関する集積計画は4ページ目の表の下から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声が有りますので、鶴田晃康委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員は入室してください。

続きまして、鈴木貴士委員に関する事項を審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席していただきます。

それでは、鈴木貴士委員に関する集積計画は4ページ目の表の下から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声が有りますので、鈴木貴士委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしとすることですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関係する事項を審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に関係する集積計画は5ページ目の表の上から2人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、都築英治委員に関係する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関係する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田千尋委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関係する集積計画は5ページ目の表の下から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、林茂樹委員に関係する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員に関係する事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関係する集積計画は5ページ目の表の下から4人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、岩瀬正則委員に関係する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。
ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 第24号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第6第24号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の「令和4年度農用地利用集積計画 実施総括表 令和4年6月15日公告分」をご覧ください。

今回は、利用権設定等促進事業による権利の新規の設定となります。設定する面積が、田7,065㎡です。

なお、農地中間管理機構によるもの、畑・樹園地利用促進制度によるもの及び農地利用集積円滑化事業による利用権設定面積は、今回の公告案件を含め5月18日時点で、2,463haとなります。これにより利用権による農地集積率に換算しますと約67.77%、昨年同時期64.34%となっておりましたので、約3%の増加となっております。

今回作成した農用地利用集積計画の内容が、安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、6月15日付けで公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第5号 専決処分について

上記の議題について白野から次のとおり説明があった。

日程第7報告第5号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受

付番号44から46の3件です。

転用行為別にみますと駐車場の設置が2件、住宅の建築が1件です。

面積は、田396㎡、畑1,146㎡の合計1,542㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号47から53の7件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が5件、住宅及び車庫の建築が1件、分譲宅地用地が1件です。面積は、田760.95㎡、畑1,157㎡の合計1,917.95㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号51から60の10件です。解約事由別にみますと、売却するためが5件、自作するためが3件、他者に賃貸しするためが2件です。面積は、田20,180㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の取下願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号1、2の2件です。取下事由としましては、計画を留保することとなったためです。面積は、田51㎡、畑1,534㎡の合計1,585㎡となっております。

続きまして、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2、3の2件です。変更事由としましては、新規採掘場を追加し、同時にこれまで採掘場として利用してきた部分を作土置場及び通路に変更するためが1件、新規採掘場を追加し、同時にこれまで通路として利用してきた部分を一部採掘場へ変更し利用期間を延長するためが1件です。面積は、田15,001㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田73㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1、農業委員会の適正な事務実施通知に基づく「令和3年度活動点検・評価及び令和4年度目標の設定等（案）」について

1ページ、資料1をご覧ください。これは、「農業委員会の適正な事務実施について」という国からの通知を受け、すべての農業委員会で統一された様式によ

り、農業委員会の活動の目標を定めて取り組むものです。この活動目標を定めること自体は、従来から取り組んでいることですが、4月に研修会をさせていただきましたように、今年の2月に、国から新たに通知が発出され、令和4年度の活動目標からは、より農地利用最適化活動の推進を図るよう目標設定の様式の見直しがされております。したがって、令和3年度の点検・評価は、従来の様式を利用し、令和4年度の目標設定等は、新しい様式を利用することとなります。

まず、令和3年度の点検・評価（案）についてです。

令和3年度の点検・評価につきましては、従来と同じ様式でございます。1ページから8ページにわたって記載しています。

まず1ページは、本市の農業の概要と本農業委員会の体制が各種統計資料などに基づいて記載しています。

次に2ページの「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」については「1 現状及び課題」で令和2年度末時点での実績を記載しており、その下に「2 令和3年度の目標及び実績」が記載しております。目標に対する達成率は99.6%であり、わずかに目標には届きませんでした。目標設定そのもの及び、「3 その達成に向けた活動」に対する評価は、その下の「4 目標及び活動に対する評価」に記しましたとおり妥当としております。

次に3ページの「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」では、平成30年度から令和2年度までの新規参入者数及びその者が取得した農地面積の実績などが記載してあり、「2 令和3年度の目標及び実績」を記載しています。残念ながら、昨年度は新規参入がない為、目標に対する達成率としては、ご覧のとおり参入経営体数、参入実績面積ともに0となりました。「4 目標及び活動に対する評価」ですが、目標については、過去の参入実績に基づいて設定したものであり、決して高いものとは言えませんので妥当としております。一方、活動に対しては、ここでは件数に含めない親元就農は一定数を保っていると考えると、純粋な新規就農者の安定的な経営を支援していくという視点からの活動が、より必要ではないかと評価しております。

次に4ページの「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、本市には農地法などの基準でいうと遊休農地に該当するものはございませんので、解消目標も達成状況も設定しておりません。しかし、このこととは別に、農地パトロールの実施によって、遊休農地の一歩手前の草ばえ農地を把握し、速やかに解消していくような取り組みは行いましたので、「4 目標及び活動に対する評価」では、目標は適正とした上で、活動については、草ばえの農地所有者に指導できたという点において妥当であったといたしました。

続いて5ページの「V 違反転用への適正な対応」につきましては、委員の皆様様に農地パトロールを行っていただき、違反転用地の所有者に文書指導などを行ったことにより、前年度と比べて総面積が1.1ha減少しておりますので、活動に対する評価は妥当とさせていただきます。

続いて6ページには、農地法第3条の許可事務や農地転用に関する事務の実績を、次の7ページには、農地所有適格法人の報告、農地の賃借料等などの情報提供の実績を統計資料などに基づいて記載しています。

次に8ページの中段ですが、「VIII 事務の実施状況の公表等」では、農業委員会の議事録やこの活動点検・評価の公表はホームページで行っておりますので、そのような記載となっております。

続きまして、9ページからは今年度の目標の設定等でございます。

9ページにつきましては、農業委員会の状況を数値で表したものです。

次の、10ページをご覧くださいまして、ここからが目標の設定となります。

「II 最適化活動の目標」のうち、「1 最適化活動の成果目標」として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の3項目が挙げられております。これら3つの項目は、従来から変更はございませんが、その目標設定が今年度より変更となっております。

まず、(1)農地の集積ですが、②目標として、農地の集積の目標年度として、国の定める目標に合わせる必要がございますので、令和5年度に集積率を80%と記載しております。そして、今年度末の集積面積には、現実的な数値として、過去の実績から全体の集積率を1.5%の増加と設定し、2,387haとしております。

次に、(2)遊休農地の解消につきましては、該当がありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、(3)新規参入の促進ですが、②目標の欄の下段に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」とありますが、新規参入者が参入しやすいように、新規参入できる農地を公表するというものです。

目標として設定した数値は、現在、安城市が実施してます畑・樹園地お見合いシステムで、貸し手として登録された方の農地面積4.7ha程の約半分の面積として、2.4haを記載しております。

目標設定として、登録面積の半分といたしましたのは、貸し手として既に登録しているものの実際には、身内に貸している等の事情により、貸せないなどの状況が想定されるためです。今年度、事務局にて、畑・樹園地お見合いシステムを整理したいと考えております。

続いて、2「最適化活動の活動目標」であり、令和4年度から設けられた項目

です。

まず、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数として、「7日」として提案させていただきます。国からは、概ね「10日」を目安としてくださいと聞いておりますが、結果報告の際に、目標を達成できたとできるように、かつ皆さんの負担にならないよう「7日」に設定したいと考えています。

この活動日数にカウントできる活動としては、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進などの最適化活動に資する活動であります。この、活動内容といたしましては、先月の研修会で、どのように取り扱いをすればよいのかという質問をいただいておりますので、のちほど資料で説明いたします。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標ですが、強化月間には、7、8月の利用状況調査は、設定できないこととされております。安城市では、農地パトロールの一連の流れとして、農地パトロールの後に、文書による農地の利用意向調査、不耕作地に対する指導などを行っておりますので、これらを行う月を強化月間と位置付けたいと考えております。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標です。これには、事務局のみでなく、農業委員、推進委員が1人以上、相談会などに参加することとされております。

事務局の案としては、安城市のアグリライフ支援センターで野菜づくりコースを受講している方に、農地を貸したいと登録されている方の農地を紹介してまいりたいと考えております。

以上が、令和4年度の目標設定等でございます。

それでは、次に最適化活動の日数の取扱いについて、補足の説明をさせていただきます。

13ページ、資料2をご覧ください。

まず、計画上の目標日数ですが、1人当たりの活動日数として、月当たり、7日を設定したいと考えています。

理由としましては、ア、国がおおむね10日と想定していること。また、イ、年度末の評価時の配点にて、年間平均として8日から12日を標準としていること。以上の2点から、10日前後を目標設定するのが望ましいと考えております。その上で、イの評価時における配点において、その目標日数を7日と設定した場合、月平均が8日となったときには、①の「目標を上回った」として6点が、②の「最適化活動の日数」として8点が配点されますので、月当たり7日を設定したいと考えております。

次に、2. 活動日数の捉え方について整理させていただきました。

(1) 基本的な考え方ですが、ア、1分1秒でも活動を行えば、活動日数に加える。イ、同日に複数の異なる活動を行った場合は、1日とカウントする。ウ、同一の農地の現地調査は、おおむね1週間に1回、月4日までを目安とする。エ、対象とする活動内容は、次頁の活動項目一覧の大項目2から4までに該当するものとする。オ、委員のうち、営農者、非営農者が混在するが、差異は設けない。そして、(2) その他としまして、事務局の考えですが、目標日数の達成は、皆さんの負担増につながるものと認識しております。したがって、皆さんには、従来からの日常的な活動において、記録していなかった活動を記録することに努めていただき、その結果、何日の活動であったかを報告していただきたいと考えております。活動に関しては、無理なくやってほしいです。

14ページをご覧ください。活動項目につきまして、例示を含めた一覧表を作成しました。A3用紙の右半分が例示となっておりますので、参考にさせていただければと思います。

地域で定期的な会議に出席されている方におかれては、大項目2の中項目②の話し合い活動に該当するかと思われれます。それ以外の方の活動の中心になるのは、やはり、大項目3の中項目①の現地確認かと思われれます。現地確認ですが、イの利用状況調査以外の現地確認が主たる項目になるかと思われれます。お出かけになる際に、普段とは違う道を通っていただき、ご自宅付近の農地の状況を確認することも、最適化活動の一環でございますので、そのような活動でも記録をお願いしたいと考えております。内容については以上でございます。

本日ご承認をいただきましたら、令和4年度の目標の設定等を市の公式ウェブサイトで公開をし、速やかに県へ提出したいと考えております。

この件については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2、農地法第3条の下限面積（別段の面積）の設定について

15ページ、資料3をご覧ください。

まず、農地法第3条の許可を受けて農地の権利を取得しようとする場合には、原則として、権利取得後の農地の経営面積の合計が50アール以上となる必要があります。ただし、農地法施行規則第17条に定める基準の範囲内で、農業委員会は別段の面積を定めることができます。つまり、これを引き下げることでもできるとされております。

そして、この別段の面積を定めるかどうかについては、同条に定める基準に従って毎年検討をし、理由を付けて農業委員会の会議に諮った上で、最終的に決定

した方針を公表することが、「農業委員会の適正な事務実施」の一環として定められておりますので、このたびの協議事項といたしました。

そこでまず、農地法施行規則第17条第1項に定める基準、これは主に、その地域における耕作者の平均的な経営規模が小さいかどうかという点に着目したものです。この基準に従って検討した結果としては、現行の下限面積50アールの変更は行わないのが妥当と考えます。

理由としては、まず、現状では結果が確定しているもののうち最新の調査時点である、2020年の農林業センサスの数値では、本市内には50アール以上の経営規模経営体数が4割を超えていますので、本市内の経営体の平均的な経営規模を考えた場合には、決して小さいとは言えないためです。

さらに、本市では農業振興地域整備計画等において、効率的かつ安定的な農家への農地の利用集積を推進しており、実際に年々利用集積率も増えている現状がありますので、下限面積を引き下げると、小規模農家を増加させ、農地の利用集積に支障を生じさせるおそれがあるためです。また、ほかにも弊害として、農地取得の要件が緩和されることで転用目的での農地取得を誘発することも考えられます。

続いて、同条第2項に定める基準、これは、農地が効率的に利用されているかどうかという点に着目したものといたえますが、この基準に従って検討した結果としては、同じく、現行の下限面積50アールの変更は行わないものとします。理由といたしましては、令和3年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査、農地パトロールの結果によりますと、本市内の全農地に占める、不耕作地などの管理状態が適切でない農地の割合は約0.09%と非常に低い状況にありますので、農地法上の下限面積の要件を緩和してまで利用の促進を図る必要性に欠けていると考えられるためです。

以上のことから、本市における農地法第3条の下限面積については、原則どおり50アールのままとするのが適当であると考えます。

16ページには、参考として県内の状況を添付させていただいております。

また、現在、国会において、この農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止するという農地法の改正案が審議されております。5月20日に衆議院参議院共に可決され、あとは公布を待つのみです。

農地等の権利取得時の下限面積要件を国が廃止した理由としては、全国の約7割の市町村が下限面積を引き下げているという状況であることや、国としてはより農地を利用しやすくするためと聞いております。まだ法律の改正が確定している状態ではございませんが、改正された場合は、公布後1年以内とされておりますので、早ければ令和5年4月頃には下限面積要件が廃止されることが想定されます。詳細については、市の方には、現在説明はありませんが、今

後説明を受けたのちに、運用方法等を説明させていただきます。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1、全国農業委員会会長大会

5月31日（火）及び6月1日（水）に、全国農業委員会会長大会が東京都の渋谷公会堂で開催されますので、会長にご出席いただき、事務局は私、杉浦が随行させていただきます。また、同日に地元選出国會議員等との意見交換を行い、翌日には現地研修会が予定されております。

2、配付物

今回はのうねん5月号をお手元に配付しましたので、ご活用ください。

3、次回予定

6月22日（水）の午後1時30分から第9会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催する予定でございますが、定例会の開会前の時間を利用して、7月の総会において皆様の任期3年目の議場での席を決めるための事前抽選（くじ引き）を第10会議室の入口付近で行いますので、ご協力をお願いいたします。

そして、定例会終了後でございますが、そのまま第10会議室におきまして、7月の総会において任期3年目の運営委員、つまり推進委員の地区代表者を選出するための事前協議を、地区ごとに分かれて行っていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、団体推薦以外の推進委員の方は全員、お残りいただきますようお願いいたします。

4、明治用水頭首工大規模な漏水による市の対応について

令和4年5月23日（月）より、午前9時から午後5時まで市内3か所の浄配水場、北部浄水場、中部配水場、南部浄水場にて農業用に水道水を無償提供いたします。

また、5月25日（水）より、西部公民館、明祥プラザ、桜井公民館に設置してある、応急水栓を使用して無償提供します。

市といたしましても、無償提供をPRをしますが、委員の方々にも、地域でP

Rしていただきたいと思います。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次の通り質問があった。

○ 杉浦 和彦委員

水道水は残留塩素が入っていますので、植物に散水すると枯れる恐れがあると書いてありますが、このようなことが書いてあると、誰も取りに来ないと思います。実際に枯れるのですか。

○ 大岡課長

水道水ですが、今回使用していただく用途として、農薬を散布するなどに使用していただければと思います。また、日にちを置いていただければ塩素が抜けるかと思えます。今回、念のため記入させていただきました。

○ 杉浦泰昭推進委員

明治用水の写真のついた裏側で、農業用水の5立方を3ブロックに分けて排水と記入されているが、日程を知りたいです。また、明治用水の担当者の方がバルブを閉めてと言っていました、どのくらい閉めればよいですか。

田に水がない状態で閉めるのはなかなか無理があるかと思えます。それぞれの地域で皆さんがどのような対応をして見えるか教えていただきたいです。

○ 林会長

3ブロックに分けての話は、毎秒5トンになったらとのことのようで、現在毎秒2トンのようなので、当分先だと思えます。

水が入ってないのに、バルブを閉めるのは、農家としてはできないと思えます。水が入ったら閉めるくらいでよいかと思えます。あとは、個人に任せます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時45分、議長は閉会を宣する。